

# 将門記の構想

四八

柳田洋一郎

## 1

将門記の作品研究の方向を考えると、松本新八郎氏の「将門記の印象」と川口久雄氏の「将門記の世界とその特質」は重要な意味をもつ。松本氏の論は、戦後まもなく出された石母田正氏の論にそって展開されているが、乱の歴史的評価よりも、歴史叙述としての将門記の読みに重点がおかれていた。将門記は将門の乱を素材とし、しかも乱を直接に描いたものとしてはほとんど唯一の資料であるだけに、事件の記録としてあつかわれ、乱の歴史的評価から逆に作品評価が与えられることが多かった。しかし、松本氏の論は、歴史家の立場で書かれ、内容をほぼ史実としてあつかいながらも、文学作品として読むことにおいて一貫したものとなっている。氏が提起した「英雄物語」「この時代に固有の地方豪族の民族的関係、それと

国家との関係が生み出した内乱の文学<sup>①</sup>」という作品評価は、同時代の文学との関わりを文学史的に位置づけた最初のものといっているであろう。むろん、「英雄」や「内乱」という概念で、将門記の作品としての性格を今日的に意義づけることはできない。けれども、将門記の作品としての基本的な性格が、将門という反乱を主導した人物を中心に描き、また、朝廷を震憾させ、新たな王朝の樹立を企てるに至った争乱を描いているところにあることにはかわりはない。問題は、そうした人物像や争乱の様相を異常な混乱した状況のなかからどのようにして把みとり、どのようにして統一的な作品として成立させていったか、にある。

そうした作品の構想に関わる問題について、重要な提言を行ったのが川口氏であった。氏の「画期的な歴史的事件を唱導的なスタイルにのせてかたりあげようとしたもの<sup>②</sup>」という将門記の把握は、成

立論としては異色であり、記録的性格を重視する立場からは、むしろ避けられるものであったかもしれない。しかし、将門記が含んでいる、漢籍、仏典からの引用や亡魂の消息などと事件叙述との関わりを考えると、氏のいう唱導性は、作品の構想と構成を担う基盤として、さらに深く論究されるべき意味をもつ。将門記が、記録的な要素を基盤としながら、事件の全容を視野に収める視点と、合戦の状況とともに焦土の惨状や亡魂の苦吟を表現しうる文体をもっていることは、それが単に文書や伝聞の集積ではなく、それらを统一的に構成した作品であったことの証明でもある。さらには、在地と国家との矛盾をはらんだ関係が、作品として表現されているということは、さまざまな異質な要素に統一的な連関を与えていく構想の存在が無視できないものであることを示唆している。

## 2

将門記の内容について、従来多くの論者が「将門の乱に関する史料として第一に信憑すべきもの」であるか否かという山中武雄<sup>⑤</sup>氏以来の問題を扱ってきた。山中氏は、将門記に所収された将門の旧主忠平宛の書状と本文を比較検討し、書状は真物で本文は虚構であるという評価を下した。以後、山中氏が書状と本文との相違としたものについて再検討が加えられた。その一人として、坂口勉氏は次の

ように記している。

両者は事態の経過説明としては相反しないにもかかわらず、叙述のしかたに異質なものがあることは明らかであろう。その原因は：（中略）：書状における将門と将門記作者との事態の認識の相違にあり、さらにそれを文章のうえで顕著にしたのは作者が用いた材料（五月二日将門言上状と京側の記録・資料）のゆえである。<sup>④</sup>

坂口氏の視点は「将門記の材料としての書状」というところにあるのであって、書状と本文とが異質であるという見方をくずしていない。

こうした視点に対して、書状と本文とは同一作者によるものとする見解を示したのは北山茂夫氏<sup>⑥</sup>と永積安明氏である。永積氏は山中氏、吉田晶氏<sup>⑦</sup>の論をあげて次のように批判している。

論者は、これらの書状と本文との相違を本文は虚構で「書状」は事実であるための矛盾である、とするのであるが、これらの相違点は、いわれているような「矛盾」ではなくて、「新皇」を称してもなお隷従の意識を失わなかった将門の、「私君」に対する弁疏用として設定された「書状」と、天慶の乱そのものを将門を中軸にとらえようとした本文との、必然的な表現の相違にもとづくのではないか。つまり作品としての作者の選択・

作爲が、そこに働いていたのであって、両者の相違の意味は、事実か否かといった次元の問題の立て方からだけでは解けないのではなからうか。後にも述べるように、『将門記』を単なる歴史的事記に閉じこめてしまえば、この作品の語る強烈な世界は、その実態を見失われてしまうからである。<sup>③</sup>

書状を事実即したものとみるならば、当然、作品は異質な内容を併存したものとしてみなくてはならない。しかし、そうした作品把握は、書状のもつ意味を事実性に限定して、書状が作品全体との関わりの上でもつ意味を欠落させてしまうものではないだろうか。書状も、また、将門の忠平への弁明というかたちで、在地と国家との関わりを表現しているものにかわりないのである。坂口氏が指摘する、将門即位の叙述が将門追討官符の「窺竅之謀」に動機づけられた虚構であるという点<sup>④</sup>についても、都の危機意識を惹起した在地との関係が探られねばならないし、そのうえに立った作品論が展開されねばならないことはいうまでもない。

3

書状と本文との大きな相違として、事実経過に注目するだけでは、本文のいわゆる虚構を指摘することにとどまるのであって、作品の構想を明らかにするまでには至らない。問題とすべきことは、事件

に関する相違点を含めて、その相違を生みだしている視点の違いの意味を探ることであろう。書状も、いわゆる本文と遊離して存在するものではなく、そのなかに構成されて存在するのであってみれば、そうした構成を生み出す基底にあるものが問題にされねばならないはずである。

書状と本文との相違を叙述のうえであげていくと次の五点に要約される。

(1) 書状では召喚された将門がその拘束を解かれたことについて、恩沢によると記されるだけだが、本文ではそれについて、仏神の加護、天皇百官の恩恵、および朱雀天皇元服による恩赦などを詳細に記す。

(2) 書状では、良兼追捕の官符のあと、続いて将門召喚の再度の官使が下されたこと、心やすからざるために上道せず、官使によって言上したことが記されるが、本文には再度の召喚の記事はない。

また、本文は、良兼追捕の官符について、諸国の国司が実行に移さなかつたことを記す。

(3) 書状では、上京した貞盛に官符が下されたことに対し、公家の矯飾であるとして非難しているが、本文では、貞盛の立場から将門の乱悪を記す。

(4) 書状では、常陸介維幾の息男為憲が将門の従兵文明を脅かし、そ

のため兼向した将門に、為憲は貞盛と同心して戦鬪を挑んだとするが、本文では、玄明を乱人とし、玄明が下総国へ逃亡し、将門を語らって常陸攻略を行ったとする。

(5)書状では、坂東虜掠の正当性を主張しているが、本文では、それに加えて即位、叙目、王城建議などを記し、さらに宮中の騒動を記したなかで、国位を奪わんとするものとして記される。

以上の点から、書状の特質としてうかがい上ってくるのは、(2)(3)にみられる太政官の対応への非難、(3)(4)にみられる積極的に将門に敵対する貞盛像、(5)にみられる正当性の主張による公家への弁明、などである。これらは、書状が将門の立場に立って将門に有利に記されていることからすれば当然のことであるが、本文と対照するとそれらが全て否定されていることがらであることに気づく。すなわち、本文では太政官の在地紛争への対応は一貫性のないものとして記されていないし、貞盛は追討の直前まで在地の紛争に消極的にしか関わらなかったとされる。また、将門の主張は「覬覦の謀」として一切の正当性を否定されているのである。書状が本文のなかで否定される内容を記しているとする、本文においてそれらを否定していく論理ないし構想は何であるのか、また、その論理ないし構想は書状とどのように関わるのか、ということが問題となる。

それでは、本文の叙述の特質はどのようなものとしてとらえられ

## 将門記の構想

るだろうか。この問題への導入として、篠原昭二氏があげている将門記の戦鬪叙述における特徴を検討してみよう。

その一は、戦士像をその具体的行動よりは戦はんとする心情において捕えようとすることであり、その二は勝敗の行方を、名分の有無や戦鬪力の優劣ではなく、時運に帰することであり、その三は戦鬪の結果として第三者をも巻き込んで現われる悲惨な情況に筆を費すことである。<sup>⑤</sup>

第二点としてあげられる時運に戦鬪の推移を求めることについてその例をあげてみると次のようになる。

(1)将門、源扶らと闘い、進退きわまるが、順風を得て勝つ。

(2)将門、良正と闘い運ありて勝つ。

(3)良兼、将門を攻めるが破られる。残る者は天命を存して逃る。

子春丸は天罰ありて捕殺される。

(4)将門、貞盛を千曲川で追撃する。貞盛は天命ありて逃る。

(5)将門、維扶と奥州に向わんとする貞盛を追う。貞盛、天力ありて逃る。

(6)将門、順風を得て戦うが、天罰をうけ神籬に中りて倒る。

以上は戦鬪記事のうちの例であるが、さらに、次の例を加えることができる。

(7)良兼、霊像を掲げて将門を攻む。将門、明神の怒りにより事を行

わずして退く。

(8)将門、良兼と闘うが、脚病のために敗る。

神威・病気を含めた時運に求めるものの例は戦闘記事の過半を占めることになるが、ここで注目されるのは、将門の召喚以前の記事である(1)(2)と、それ以後の相連である。つまり、召喚以前の記事では、連は将門にあるが、それ以後は(7)(8)にみられるように将門に連はなく、むしろ、(4)(5)にみるように貞盛の幸運が描かれる。この相連は、篠原氏のあげた第一の点、戦闘における武人の心情のあり方についても同様にうかがうことができる。将門の良兼、良正らに対する心情は、まず血縁的紐帯の重視としてあらわされる。先にあげた(1)(2)の戦闘に続く記事として、将門が包囲を解いて良兼を逃がす場面がある。

斯に於て将門思惟すらく、允に常夜の敵に在りと雖も、脉を尋ぬれば疎ならず、氏を建つれば骨肉なる者なり。いはゆる夫婦は親しくして瓦に等しく、親戚は疎にして葦に喩ふ。若し終に殺害をいたさば、若しくは物の譏り遠近にあらんか。

これに對し、良兼・良正の心情は次のように記される。

爰に良正偏へに外縁の愁に就きて、卒に内親の道を忘れぬ。仍て干戈の計を企て、将門の身を誅せんとす。

彼の介良兼朝臣叀を聞きて云く、昔の悪王、なほ父を害するの

罪を犯しき。今の世俗、何ぞ甥を強むるの過ちを忍ばん。

召喚以前の将門は血縁を重視しているのに対し、敵対する良兼らは正反對の心情をあらわしている。ところが召喚後の記事のなかでは逆に、将門が血縁から離反していく叙述がなされる。一つの例は、先に(7)としてあげた、祖先の霊像を掲げた良兼の軍勢に将門が破れるという記事であり、それに続く(8)の記事のなかで、将門の妻が良兼側に拉致され、兄弟の働きで夫のもとへもどる場面の叙述である。既に同気の中を背きて、本夫の家に属く。譬へば遼東の女の夫に随ひて父の国を討たしむるがごとし。

これらの戦闘を契機として良兼と将門の戦闘は私怨をはらし雪辱を遂げんが為に繰り返される。そこでの武人の心情は「会稽」という言葉によって表わされている。

。(良正は)会稽の深きにより、なほ敵対の心を発す。

。件の介、良兼、本意の怨みを忘れず、なほ会稽の心を遂げんと欲ふ。

。而して介、良兼、なほ忿怒の毒を呑みて、未だ殺害の意を停めず。便を求め隙を伺ひて、終に将門を討たんと欲す。

。今件の貞盛は、将門の会稽を未だ遂げず、報いんと欲して忘れ難し。

これら私怨、あるいは雪辱の意図として表現される会稽の語は、

在地の荒廢、第三者の被害に結びつくことによって、次のようにとらえられている。

内外の媿は、身内の媿となり、会稽の報いは、会稽の敵に遭ひたり。

これは叛乱後の將門が常陸国内に貞盛を追うなかで、捕えられ凌辱された貞盛の妻と源護の妻の慨嘆である。これによって、篠原氏のあげた第三の点との関わりが明らかとなる。事件は本文のなかで、血族の対立と離反、会稽を遂げることをめざす果てしない争闘として叙述される。そして道義的な視点から批判され、神威によって決定づけられ、因果応報の論理のなかで否定すべきものとしてとらえられる。書状で主張されるような正当性は、本文では問題にされない。本文においては、個別に正当性が判断されるのではなく、超越的な論理、すなわち儒教的仏教的な論理に基づく神意・時運によって事件が私闘としてとらえられ構成されるのである。

#### 4

書状における太政官への非難は、本文においては超越的な論理によってとらえられることによってのりこえられ否定される。そこにあるのは、在地紛争を私闘とみなす視点である。そして私闘を否定的にみる論理は争闘の結末が荒廢であり悲嘆であるとする宗教的な

要素を支えられている。そこに表現されるものは、国家体制の擁護という立場で書状の主張と対立するものではなく、むしろ、国家的立場の表現を希薄にする詠嘆的な描写によって、書状の主張をも含み込んでいこうとするものとして考えることができる。

ところが、貞盛については、將門追討の功労者でありながらも、書状に記される経過からいえば謀叛を挑発した張本人であり、そのままの経過を本文に含み込むならば、国家体制の擁護という政治的な現実把握を表現のうえに露呈することになりかねない。書状の叙述を私闘の偶発的な展開として謀叛に至ったと読みとるならば、貞盛の勲功も私闘の勝利者のそれに他ならず、「私の賊」に對置された「公の従」の意味も相対的な価値しかもちえないはずである。したがって、私闘から謀叛への発展過程を明確に区分する要因を最小こまねばならぬ必然性がそこにあった。私闘への貞盛の関与を最小限にとどめるだけでなく、將門の関与をも直接的な意図ととしてあらわすことが避けられた。それゆえ、謀叛の直接の契機である常陸国と將門の紛争は乱人玄明にその原因が求められ、坂東虜掠の意図は「時の宰人」としての輿面王の建議に求められることになる。そしてその結果として本文には、承平八年二月中旬に上洛し、官符を得て常陸国に至る貞盛の叙述と、同じく承平八年春二月中に起った武藏国の紛争に介入していく將門の叙述とが、前後してそれぞれに

構成されることになる。

まず、貞盛についての記事では将門の乱悪が記される。

去ぬる天慶元年六月中旬を以て、京下の後、官符を懐きて相相すと雖も、而も件の将門いよいよ逆心を施して、ますます暴悪をなす。その内に、介、良兼平維扶朝臣、六月上旬を以て逝去す。

この記事に続き、平維扶とともに奥州に向おうとした貞盛が将門の追撃を受け、逃避行のうちに沈淪するとされるのだが、他方、将門についての叙述では、

仍て将門、常陸・下総・下毛野・武蔵・上毛野五ヶ国の解文を取りて、謀叛無実の由、同年五月二日を以て言上す。而る間に介良兼朝臣、六月上旬を以て、病の床に臥しながら、鬢髪を剃り除き、卒去し已に了んぬ。それより後、更に殊なる事なし。

と記され、続いて諸国の善状により宮中で将門の功課が讃せられたとしていて、二つの記事が事実経過および評価に著しい相違を示していることがわかる。

以上のような矛盾した構成をあえてとらねばならなかった原因は、先にも述べたように、玄明・興世主を謀叛の画策者とするに よって、将門と貞盛の私闘の帰結として、謀叛を位置づけられないというところにあった。したがって、謀叛に至る直前の将門の描写は、

将門の行動と性格を称揚するものとなっている。

。時に、将門急に此の由を聞き、従類に告げて云く、かの武芝等は、我が近親の中にあらず。又かの守・介は、我が兄弟の胤にあらず。然れども、彼此の乱を鎮めんがために、武蔵、国に向ひ相はんと言ふ、てへり。

。時に、将門濫悪を鎮むるの本意、既に以て相違す。

。抑々諸国の善状に依り、将門として功課あるべきの由、宮中に議せらる。幸ひに恩沢を海内に沐みて、須く威勢を外国に満すべし。

。将門は素より、佗人を済ひて氣を述べ、便なき者を顧みて力を託せり。

謀叛は将門の本意ではないという視点がここにはある。そして、謀叛の後の叙述においても、すぐれた武人としての性格や貞盛の妻らを助ける配慮のなかに継承されている。将門の武蔵・常陸などへの影響力は、謀叛の前提としてあったはずである。しかし、その段階では、将門の行為は称賛されるべきものとして描かれ、謀叛と切り放されて、謀叛の原因は将門周辺の人物に求められていく。

一方、貞盛の形象は私闘との関わりを避けて描かれる。まず、貞盛の登場は、将門に父を殺されたための帰郷と心中の嗟嘆として記される。そこでの心情は、京における官職と在地の母、領地との葛

藤として描かれ、将門と提携することによって、将来の栄達をえようとするものである。次に、貞盛は良兼の誘いをうける。良兼から兵の道を説かれ、「人口の甘きにより、本意にあらざと雖も、暗に同類と」なる。さらに、私闘が深刻化してきたなかで、貞盛は上洛を決意することになる。

此の後、椽ノ貞盛、三たび己の身を顧らく、身を立て徳を修むるは、忠行に過ぐるは莫し。名を損ひ利を失ふは、邪悪より甚しきはなし。

ここでめざされる公への奉仕の姿勢から、「濫悪の地に巡らば、必ず不善の名あるべし」という認識がうまれ、興世王や玄明を否定する国家体制の側に立った視点を代表していくことになる。この姿勢は将門追討の記事のなかでいっそう端的にあらわされる。

貞盛天を仰ぎて云く、私の賊は、則ち雲の上の雷の如く、公の従は、則ち厠の底の虫の如し。然れども、私の方には法なく、公の方には天あり。

貞盛の形象を前節にあげた本文の特質と対照すると、重なるところが多い。まず戦乱における被害者であり、また、雪辱を遂げようとする私怨に対して消極的であり、その逆に、血縁に対する結びつきを重視している。さらに、上洛する貞盛は時運に恵まれる。

。貞盛に天命ありて、呂布の鎬を免れ、山の中に遁れ隠れぬ。

。貞盛は天力ありて風の如く徹り、雲の如く隠る。

こうした要素が、追討者像として集約されたとき「公の従」としての貞盛像が結ばれるのである。在地紛争を私闘として斥け、主謀者を「私の賊」として追討し、自らの行為を法と天に基づくものとして表現されている。ここでは、私闘を支えていた私怨の論理が、法と天という超越的な論理によって否定される。私闘によって在地に荒廃がもたらされたのだとすれば、その禍根を断つことによって平安がもたらされるといふ期待を、その論理は誘い出す。

常陸国の己に損はれぬるを恨まず、ただ将門等の不治なるを歎く。

被災した緇素、あるいは士女の言葉として記されるこの叙述は、私闘と謀叛によって悲惨を体験した在地住民の、将門から離反していく心情を表現しているようにみえる。しかし、それだけでなく、私闘の段階では、それに関わる者が等分に負わされた罪を、公の名のもとに一方に帰し、他方の支配を正当化する論理に連続していくものがある。問題は、こうした支配の論理が、在地の荒廃を嘆くという在地の視点のなかに導入されて展開されるということである。

将門の行動は、召喚後の裁定と五月二日言上の解文についての功

課評議とによって、国家から評価されている。つまり、そこで蒙った国家からの恩沢が、将門の肯定的な叙述としてあらわされている。同様に、貞盛も、公への忠行によって、つまりは将門追討という勲功によって評価され、その形象が与えられている。つまり、将門も貞盛も、在地の治安にとつては、評価すべき存在であったのである。しかし、ひとたび謀叛ということになれば全面的に否定されねばならず、しかも太政官にとつては、手のほどこしようないものであったから、私闘における敵対者を利用して鎮圧しなければならなかった。そのような事件の全容を一貫した位置からとらえようとすれば、事件の原因を他に求め、将門の像を巨大なものとして描く一方で、謀叛の主謀者を徹底的に非難する方法がとられなければならなかった。そして貞盛については、在地紛争への関わりを最小限にとどめ、在地紛争の被害者として形象し、現実には私闘の結末にすぎない将門の滅亡を、公の従による追討として意味づけた。以上のように将門の謀叛が事件叙述として構成されるなかで、法あるいは天という国家的權威を意味づける理念を支えるべき表現の方法が必要不可欠であった。

法あるいは天という理念が在地の意識と関わりをもつためには、在地的な発想とそれを理念へ媒介していく論理がなければならない。すでにみたように、雪辱を遂げようとする兵の意識、あるいは、事

件を時運によってとらえる意識、さらに、戦乱による被災の体験にうらづけられた意識を発想の基盤として、儒教のあるいは仏教的な論理を媒介させることによって、将門記の構想はかたちづくられていったのである。

それでは、在地と都との関係を、国家というかたちで構想されるときの、その国家とは何を意味したのであろうか。それは決して朝廷あるいは太政官機構を意味していただだけではない。書状についての検討でみたように、太政官機構それ自体は、将門から一貫性のなさを非難され、坂東虜掠という武力行使によって対置され相対化されるような存在であったといえる。朝廷についても、本文で記されていたように、坂東の争乱をさまざま国位篡奪に結びつけざるをえないような理念的な支配権しかもっていなかった。ここでいう国家とは、将門調伏の記事にみられるように、神仏によって加護され鎮護される対象物であった。それを理念として表現すれば、将門記にも引用されている天慶三年正月十一日の太政官符の<sup>10</sup>、

抑一天之下、寧非王土、九州之内、誰非公民  
と記された「王土」ということになる。

書状はたしかに国家機構への非難から、それへの敵対に至る経過を説明づけている。しかし、書状にあらわされた論理は、在地の限られた範囲での争闘についてのものであり、それは、公的な位置か

ら、私闘の論理として排除され、ついには、謀叛の論理として否定されるべき意味をもったものにすぎなかった。いいかえれば、否定的な材料であることによって、その対極に、公的なもの、つまりは国家観念を媒介するものにほかならなかった。書状は坂東虜掠を宣言する一方で、旧主への弁明を行い、本文で避けられた事件経過を集約しつつ、本文のなかに構成されているという二重に矛盾した性格を担っている。その矛盾を、国家に敵対しつつも、旧主との関係を脱却できない将門の保守的性格によって説明することも可能である。しかし、太政官機構を批判しつつ、「太政大蔵少将關賢恩下」に書状を差しだすという構成には、将門と忠平との間にあった私的従属の関係を素材として、私的な従属関係を将門は全く越えることができなかつたという意味がこめられている。将門の太政官批判も、結局は公家に対する自己弁護の枠をこえていない。書状の内容を否定的にみれば、私闘の弁明にすぎず、系譜・武力といった私的なものによって、公的な位置を得ようとする不遜な意図の表明にすぎない。そして、将門記のなかでは、書状は、そのような否定的な視点から構成されている。むしろ、在地の状況を、私的なものとして否定し、公的なものに屈伏させたのは、国家擁護の論理にはかならない。ただ、将門記がそれにもかかわらず単なる追討記でないのは、国家擁護の論理が主軸にあるのではなく、在地の被災や死者の鎮魂

## 将門記の構想

に媒介されて作品のなかに組み込まれているからである。

- ① 「将門記の印象」(現代思潮社『論集平将門研究』所収)一七六ページ。
- ② 「将門記の世界とその特質」『平安朝日本漢文学史の研究(上)』(同右所収)六五ページ。
- ③ 「将門記の成立に就いて」(同右所収)四七ページ。
- ④ 「将門記」における将門の即位について」(弘文堂『古代・中世の社会と民俗文化』所収)三七二ページ。
- ⑤ 『王朝政治史論』および『平将門』。
- ⑥ 「将門の乱に関する二・三の問題」(前出『論集平将門研究』所収)。
- ⑦ 「将門記」の成立」『軍記物語の世界』一九三ページ。
- ⑧ 前出「将門記」における将門の即位について」三七六ページ。将門追討官符とは天慶三年正月十一日の太政官符をさす。
- ⑨ 「初期軍記・王朝説話文学と中世軍記」(『講座日本文学・平家物語(上)』二八ページ)。
- ⑩ 小林保治氏「将門記の表現」(新読書社『将門記・研究と資料』所収)八二ページ。
- ⑪ 『本朝文粹』宮符二。

(一九七九・十二・十六)